

新型コロナウイルス感染者発生時対応指針 ver.2.50

2020年8月31日作成
2020年9月13日修正
2020年11月11日修正
2020年11月27日修正
2020年12月14日修正
2021年3月11日修正
2021年9月13日修正
2022年1月20日修正
2022年2月15日修正
2022年5月13日修正

2022年5月20日から適用

1 目的

この指針は、令和4年3月22日文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡「令和4年度の大学等における学修者本位の授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底等に係る留意事項について（周知）」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（2022年4月1日Ver.8）以下、「学校衛生マニュアル」という。）にしたがい、学内で感染者が発生した場合及び緊急事態宣言下等での地域一斉休業の場合について、当面の対応を定めることにより、迅速な対応を可能にし、感染拡大防止に資することを目的とする。

なお、他に合理的な選択肢がある場合に、この指針と異なる選択を行うことを否定するものではない。

2 基本的な考え方

本学は、2020年11月27日修正の本指針 Ver2.00において、「感染対策が重要であることは言うまでもないが、どんなに感染対策を行っても、感染リスクをゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には迅速かつ的確に対応できるよう準備する必要がある」旨を明らかにし、コロナ禍においても、大学における教育は、遠隔授業の実施のみで全てが完結するものではなく、直接の対面による学生同士や学生と教職員の間の人的な交流等も重要な要素であることに留意し、学生への学修機会を提供する必要があることを明らかにして、コロナ対策を進めてきた。この方針は、現在に至るまで変更されていない。

2022年3月22日事務連絡において、国からも、感染症対策を充分に講じた上で、面接授業の実施に適切に取り組むことが求められるに至ったが、本学は、先の方針に従い、2022年度から全面的な対面授業を再開している。本学は、これからも、充分な感染対策を講じた

上で面接授業の実施について適切に取り組んでいく。本指針は、この取り組みの一環として、先の方針に従い、新型コロナウイルス感染者が発生した場合について、必要な事項を定めるものである。

大学においては、授業そのものよりは、飲み会、寮生活、課外活動等でクラスターが多く発生している。この点を踏まえて、学生の質の高い学修機会の確保と、学内外での感染拡大を防止する対策を両立することが重要である。

3 地域における感染状況に応じた対応

緊急事態宣言が発令された場合はもちろんのこと、学内で感染者が発生した場合についても、地域における感染状況に応じた対応を行う必要がある。本学は愛知県最北の大学であり、岐阜県に近いため、愛知県の対応を注視しつつ、岐阜県の対応その他地域の感染状況や年代による感染状況を総合的に考慮して、本学に独自の観点から、対応レベルを決定する。

対応レベルの目安は、次の通りである。

レベル 4<緊急> 一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況。なお、地方自治体の首長がアラートを発し、学校を含む、地域内の社会経済活動を自粛するように求めた場合は、原則として、それに従う。

レベル 3<危険> 一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況。

レベル 2<注意> 新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができる状況。

レベル 1<通常> 安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況。

対応レベルは、大学 HP で公表する。

4 感染者等発生時の対応

(1) 学生・教職員・スポーツ指導者が、新型コロナウイルスに感染した場合又は濃厚接触者に特定された場合は、誰が連絡を受けた場合であっても、ただちに、大学執行部（学長、副学長及び事務局長をいう。以下、同じ。）と学生支援担当に報告するものとする。また、連絡を受けた時点で、可能な限り、(2)の聞き取り事項の聴取を行い、併せて報告を行う。

なお、濃厚接触者とは、保健所が濃厚接触者と判断した者をいう。

(2) 新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、所属（学生であれば、学部学年、部活動への参加の有無）を確認するとともに、感染者又はその家族に、次の事項の聞き取り調査を行う。

- ・氏名（学生であれば学生番号も）

- ・コロナ感染者（濃厚接触者）の居住地
- ・居住形態（実家、一人暮らし、寮、ルームシェア等）。同居人が本学関係者である場合は、その氏名。
- ・（病院に受診している場合には）受診日と病院名 および 確定診断日
- ・発症時期と発症症状
- ・周囲（家族等）の感染者の有無
- ・学内での活動の有無
(発症前 10 日間程度の授業、部活動に参加している者であれば参加状況)
- ・発症 2 日前以降、飲み会・会食・マスクをつけない会話等に参加した場合は、その参加者数及び飲酒の有無等の態様。参加者に本学関係者がいる場合は、その氏名。

(3) 濃厚接触者ではなくとも、本学において、感染者と接触し、感染の恐れがあると判断した者を指定接触者とする。

指定接触者は、感染者との最終接触日の翌日から起算して 7 日間、出席停止（出勤停止）を命じる。ただし、指定接触者と感染者との同居が継続されている場合は、出席停止（出勤停止）期間は、感染者について、保健所より自宅待機が解除されるまでの間とする。

なお、指定接触者について、PCR 検査等で陰性となっても、出席停止（出勤停止）期間は、短縮されない。

(4) 学生が、感染者、濃厚接触者又は指定接触者となった場合は、直ちに、ゼミ指導教員と情報を共有する。当該学生が、強化指定クラブ所属学生である場合は、スポーツ指導者及び顧問とも、情報を共有する。

(5) 感染者発生の場合は、HP で公表し、併せて、全教職員・非常勤講師・スポーツ指導者にメールで連絡する。また、文部科学省に報告するとともに、保健所の調査に協力する。

(6) 感染者、濃厚接触者及び指定接触者には、入院又は自宅待機を命じる。

感染者の出席停止（出勤停止）期間は、保健所より入院・自宅待機が解除されるまでの間とする。濃厚接触者が、PCR 検査において陽性とならなかった場合の出席停止（出勤停止）期間は、感染者との最終接触日の翌日から起算して 7 日間とする。ただし、保健所より別途指示がある場合はそれに従う。

(7) この指針により、学生に自宅待機を命じる場合は、学校保健安全法 19 条に基づく出席停止とする。

(8) 寮生が感染者となった場合は、可能であれば自宅に帰ることを検討する。それが困難な場合、居室（基本的に個室）に隔離する。濃厚接触者・指定接触者、発熱や体調不良がある者は居室内(可能なら個室)に隔離する。体調不良者が同時に 3 名以上発生した場合には、寮の閉鎖等を検討する。

4 の 2 迅速な対応の必要性

(1) 方針

感染状況によっては、保健所において、速やかに濃厚接触者を特定することが難しい場合もあり得る。そのような場合は、大学において、積極的に、指定接触者として出席停止を命じる対応を採ることにより、感染拡大の防止を目指す。

なお、以下は、2021年8月27日「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第1版）」に準拠したものである。

（2）指定接触者（学校保健安全法19条）

具体的には、①濃厚接触者の候補は、保健所により、濃厚接触者と特定されない場合でも、指定接触者とする。また、②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補は、当該候補から同時期に2名以上の感染者や新型コロナウイルス感染症と思われる症状がある者が発生した場合は、当該候補全員を指定接触者とする。

① 濃厚接触者の候補

感染者と、感染可能期間（発症日2日前以降、症状がない場合は陽性確定に係る検査日2日前以降）内に接触した者で、次のいずれかに該当する者

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を診察、看護又は介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接触れた可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに指定接触者に認定する）
- ・手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、感染者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から感染性を総合的に判断する）。

※ 必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

※ 適切な感染防止対策のない授業を行っていた場合は、当該授業の出席者を指定接触者とする。

※ 感染者との最終接触日の翌日から起算して7日間以内に、発熱等の風邪症状が見られる場合も、指定接触者とする。

② 濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一行動をしている学生等）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する学生等）
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一

の寮やシェアハウスで生活する学生等)

・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

(3) 大学の全部又は一部の閉鎖（学校保健安全法 20 条）

特定の学部・学年等において、次のいずれかに該当し、感染が広がっている可能性が高い場合は、当該学部・学年等を閉鎖する。

- ① 当該学部・学年等において、同時期に複数の学生の感染が判明した場合（7 日間以上大学に来ていない者の発症は除く）
- ② 感染が確認された者が 1 名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③ 1 名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合

閉鎖の期間は、5~7 日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、学生への影響等を踏まえて判断する。

複数の学部・学年等を閉鎖するなど、大学全体で感染が広がっている可能性が高い場合は、大学全体の臨時休業を実施する。

5 接触確認アプリ COCOA について

- (1) 新型コロナウイルスに感染した者は、保健所の指示に従い、接触確認アプリ COCOA に陽性登録をしなければならない。
- (2) 接触確認アプリ COCOA において、感染者との接触が確認された者は、学生支援担当に報告しなければならない。この場合、濃厚接触者でない場合でも、自宅待機を命じる。
- (3) 感染者との接触が確認された者が検査において陽性となった場合は、感染者として扱う。また、調査の過程で、濃厚接触者であることが確認された場合は、濃厚接触者として扱う。
- (4) (3)に該当しない場合でも、自宅待機期間中に、感染者との接触が確認された者に風邪等の症状が見られる場合は、指定接触者とする。
- (5) (3)(4)の場合を除き、感染者との接触が確認された者の自宅待機の期間は、検査において陰性となった場合は、接触日（接触日が不明である場合は、COCOA から通知があった時。次文において同じ。）の翌日から起算して、4 日間とする。検査を行わなかった場合は、接触日の翌日から起算して 7 日間とする。

6 授業における対応

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、急きょ、面接授業が中止となった場合（その授業の受講者全員が出席停止となった場合を含む。）は、当該授業は、オンライン授業で代替するものとする。このオンライン授業は、メディア授業告示の定める要件を満たさなければならない。オンライン授業の実施形態（Zoom 等を用いた同時双方向か、オンラインデマンド型か）は、原則として、授業担当教員に委ねる。ただし、演習（ゼミ）につい

ては、必ず、同時双方向型で行う。

面接授業が中止された場合において、オンライン授業による実施が困難である場合は、補講期間に、補講を実施する。なお、実施の困難さは、授業の目標を達成できるかどうかを基準に判断する。

- (2) 面接授業の一部の受講生が出席停止となった場合は、当該学生は、「特別欠席(1)」(学校感染症)として扱う。

7 大学施設の閉鎖及び活動再開について

- (1) 大学施設の全部または一部の閉鎖は、汚染箇所の消毒を行うことにより、物を介した接触感染を防止するとともに、濃厚接触者を特定し、必要な出席停止措置を講じることにより、人から人への感染の広がりを防止することを目的とする。

したがって、消毒の必要がないか、消毒を直ちに行うことができる場合で、濃厚接触者の特定に時間要しないか、濃厚接触者がいない場合等、2次感染のおそれがないと認められる場合は、閉鎖を行う必要はない。感染者が、感染可能期間（発症日2日前以降、症状がない場合は陽性確定日2日前以降）に登校していない場合などがこれに当たる。

- (2) 感染によって、施設の閉鎖を行った場合は、学校衛生マニュアルに従い、当該感染者が活動した範囲（トイレ、食堂、事務室、部活動関連施設）を特定して、汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒する。ただし、学生が一時的に滞在したにすぎない教室等（クラスターが発生したとみられる場所や吐瀉物等で汚染されている場合は除く。）については消毒する必要はない。なお、消毒を行う場合でも、必ずしも校舎全体を消毒する必要はない。また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要である。

消毒が困難な箇所は、ウイルスの生存期間を考慮し、感染者が最後に触れた日の翌日から起算して3日間立ち入り禁止とすることで消毒に代えることができる。この指針において、単に「消毒」という場合は、この立ち入り禁止措置を含むものとする。

- (3) 閉鎖期間は、2～3日程度とし、特に必要がある場合は、延長する。閉鎖期間中に、施設の消毒及び必要な出席停止措置を行う。
- (4) 閉鎖期間中は、対象外の教職員についても、可能な限り、登校を控えるものとし、その間の業務については、各部署で予め対応を検討する。
- (5) レベル4への引き上げによって、授業及びクラブ活動が中止になった場合は、レベル3への引き下げ後、学科・クラブの判断で再開してよい。

8 レベル4<緊急>における対応

- (1) 基本対応

すべての面接授業（補講を含む）を中止し、遠隔授業に移行する。

課外活動（対外試合や学生獲得に向けた活動も含む。）も、すべて中止する。

入学試験は、受験生及び試験監督者等の安全性を確保できない場合は、中止するものとし、詳細は別に定める。

(2) 感染者発生時等

ア 学生・教職員・スポーツ指導者が感染した場合は、「4 感染者発生時の対応」の通り。

イ 学生が濃厚接触者となった場合でも、面接授業が実施されていないため、特段、授業中止等の対応はしない。

ウ 教職員が感染した場合は、当該部署（感染者が職務を行っている空間を共有する部署をいう。教員であれば研究室等。職員であれば、その事務室。なお、総務部と学務部は同じ事務室として扱う。）は、消毒完了までの間、閉鎖する。当該部署に所属する者は、全員、閉鎖期間中、自宅待機を命じる。

エ （削除）

オ 教職員が感染した場合は、当該部署に所属する者で、閉鎖前の最終出勤日の翌日から起算して7日間以内に、発熱等の風邪症状が見られる者は、指定接触者とする。他部署に属する者であっても、感染可能期間内に、感染者と接触した者については、感染者との最終接触日の翌日から起算して7日間以内に、発熱等の風邪症状が見られる場合は、指定接触者とする。

エ 教職員の同居人が濃厚接触者と特定された場合は、当該教職員は、当該同居人がPCR検査において陰性と判定されるまでの間、または、濃厚接触者の待機が解除されるまでの間、自宅待機を命じる。

なお、非常勤先の大学や、同居人の勤務先において感染者が発生したものの、教職員または同居人が濃厚接触者となっていない場合は、特段の対応は行わない。

9 レベル3<危険>における対応

(1) 基本対応

少人数授業を中心に、面接で実施する。

課外活動も、感染防止策をとった上で実施する。

クラスターの発生を想定した行動をとる。

(2) 感染者発生時等

ア 学生・教職員・スポーツ指導者が感染した場合は、「4 感染者発生時の対応」の通り。

イ 学生等が感染した場合の授業・クラブ活動・入学試験の取扱

学生または教職員が、新型コロナウイルスに感染した場合は、感染者の活動状況及び地域の感染状況を考慮し、7(1)に定める閉鎖の目的を達成するために必要な限度で、大学施設を閉鎖し、面接授業（補講等を含む）を中止する。課外活動（対外試合や学生獲得に向けた活動も含む。）についても同様である。

閉鎖・中止の判断に当たり、主に留意すべき点は、次の通りである。判断を行う場合は、必要に応じて、保健所と相談を行う。

- ・適切な感染防止対策を行っている限り、授業中の感染の恐れは低いと考えられる。
- ・課外活動、寮などの共同生活、飲み会などは、感染のリスクが高い。
- ・判断に当たっては、感染者のみならず、授業担当教員、ゼミ教員、スポーツ指導者、家族等から幅広く情報を収集することが重要である。
- ・感染ルート不明の感染者が同時期に複数発生する、感染者が不特定多数との間でマスクなしで近距離での接触があったなど、大学内で感染が広がっている可能性が高い場合は、躊躇なく、閉鎖・中止に踏み切る。
- ・感染の恐れが高い者を特定することができる場合など、大学内で感染が広がっている可能性が高いと言えない場合は、必要に応じて、出席停止・消毒を行うことで足り、閉鎖・中止を行う必要はない。

実習も必要に応じて中止するが、①実習前に 7 日間の隔離期間が設けられており、②その間に感染者との接触がなく、かつ③実習先が認める場合は、許容する。

入学試験は、受験生及び試験監督者等の安全性を確保する方法で実施するものとし、詳細は別に定める。

ウ スポーツ指導者が感染した場合は、すべてのクラブ活動を中止するとともに、すべてのクラブ活動施設を閉鎖する。

エ 中止した面接授業及びクラブ活動は、面接授業は、6 に定めるところにより、消毒及び出席停止措置を講じた後に、再開する。ただし、感染者の発生したクラブの活動再開は、指導者及び所属学生の安全確認後とする。

オ (削除)

カ 感染可能期間内に、感染者と接触した者については、感染者との最終接触日の翌日から起算して 7 日間以内に、発熱等の風邪症状が見られる場合は、指定接触者とする。

キ (削除)

ク 学生、教職員、スポーツ指導者の同居人が濃厚接触者と特定された場合は、当該学生等は、当該同居人が PCR 検査において陰性と判定されるまでの間、または、濃厚接触者の自宅待機が解除されるまでの間、待機を命じる。

なお、非常勤先の大学や、同居人の勤務先において感染者が発生したものの、学生、教職員、スポーツ指導者またはその同居人が濃厚接触者となっていない場合は、特段の対応は行わない。

10 レベル 2 <注意>における対応

(1) 基本対応

一部の授業を除き、授業は面接で実施する。
課外活動も、一定の感染防止策をとった上で実施する。
感染が拡大しないように注意する。

(2) 感染者発生時等

- ア 学生・教職員・スポーツ指導者が感染した場合は、「4 感染者発生時の対応」の通り。
- イ 学生等が感染した場合の授業・クラブ活動・入学試験の取扱
学生または教職員が、新型コロナウイルスに感染した場合は、感染可能期間内に、感染者が使用した机等及び同一フロアのトイレを閉鎖する。課外活動に参加していた場合は、その課外活動（対外試合や学生獲得に向けた活動も含む。）は中止し、関係施設を閉鎖する。
- 入学試験は、受験生及び試験監督者等の安全性を確保する方法で実施するものとし、詳細は別に定める。
- ウ スポーツ指導者が感染した場合は、当該クラブの活動を中止するとともに、当該クラブが使用する施設（他のクラブが共同使用するものを含む。）を閉鎖する。
- エ 閉鎖した施設は、面接授業は、6 に定めるところにより、消毒及び出席停止措置を講じた後に、利用を再開する。課外活動の再開は、指導者及び所属学生の安全確認後とする。
- オ (削除)
- カ 感染可能期間内に、感染者と接触した者については、感染者との最終接触日の翌日から起算して 7 日間以内に、発熱等の風邪症状が見られる場合は、指定接触者とする。
- キ (削除)
- ク 学生、教職員、スポーツ指導者の同居人が濃厚接触者と特定された場合は、当該学生等は、当該同居人が PCR 検査において陰性と判定されるまでの間、または、濃厚接触者の自宅待機が解除されるまでの間、待機を命じる。
- なお、非常勤先の大学や、同居人の勤務先において感染者が発生したものの、学生、教職員、スポーツ指導者またはその同居人が濃厚接触者となっていない場合は、特段の対応は行わない。

11 レベル 1 <通常>における対応

(1) 基本対応

可能な限り感染対策を行った上で、通常の活動を行う。

(2) 感染者発生時等

- ア 学生・教職員・スポーツ指導者が感染した場合は、「4 感染者発生時の対応」の通り。
- イ 学生等が感染した場合の授業・クラブ活動・入学試験の取扱
感染者が発生しても、授業・課外活動等は中止せず、手洗いや健康観察等を呼びかける。
学生または教職員が、新型コロナウイルスに感染した場合は、感染可能期間内に、感染者が触った可能性が高いものを消毒する。
- 入学試験は、受験生及び試験監督者等の安全性を確保する方法で実施するものとし、詳細は別に定める。
- ウ 感染可能期間内に、感染者と接触した者については、感染者との最終接触日の翌日から起算して 7 日間以内に、発熱等の風邪症状が見られる場合は、指定接触者とする。

エ 学生、教職員、スポーツ指導者の同居人が濃厚接触者と特定された場合は、当該学生等は、当該同居人が PCR 検査において陰性と判定されるまでの間、または、濃厚接触者の自宅待機が解除されるまでの間、待機を命じる。

なお、非常勤先の大学や、同居人の勤務先において感染者が発生したものの、学生、教職員、スポーツ指導者またはその同居人が濃厚接触者となっていない場合は、特段の対応は行わない。